

業務仕様書

1. 業務名

道後公園（湯築城跡）音声ガイド作成業務

2. 業務の目的

本業務は、令和6年に改修工事が完了し多くの観光客が見込まれる道後温泉観光客をメインターゲットに、園内の優れた自然で森林浴を楽しみながら道後公園（湯築城跡）の史跡の本質的価値の理解を広く促すための音声ガイドス及び広報資材等を制作することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から2026（令和8）年3月31日まで

4. 委託料上限額

4,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

5. 業務内容

本業務では、スマートフォン端末やタブレット端末（以下、「スマートフォン等」という）で利用可能なGPS連動型音声ガイドシステム（以下、音声ガイドという）を活用し、道後温泉観光客を主要ターゲットとし道後温泉から道後公園への誘客促進を図るものである。

ガイド内容については、「道後公園（史跡湯築城跡）整備検討委員会」委員（以下、「委員」という。）や専門家に時代考証等の確認を受けるものとし、真正性の担保については十分に留意するとともに園内の既存展示物や解説文等との齟齬を防ぐため、発注者や委員と協議のうえ進めること。また、シナリオ完成時、ガイドの仮編集・完成前の各段階において、発注者と委員に内容確認を行い、必要に応じて修正を行うこと。

(1) 活用する音声ガイドの構築

本業務には、音声ガイドアプリへの企画・構成・レイアウト・デザイン・取材・撮影・原稿作成・編集・翻訳・ナレーション・データ入稿等を含むものとする。

写真素材の収集にかかる費用は全て本業務に含むものとする。記事に関わる写真素材については、制作・デザイン方針上差支えないと判断される場合、当局で保有している無料素材の使用についても可能とする。

取材先については、当局と受託者の協議により決定する。また取材先の調整については受託者が原則行うものとし、当局が必要と判断した場合は、双方において調整を行う。

提案する内容は事業者の特徴を生かした自由提案とするが、下記の要件を満たすシステムであること。

①iOSアプリ、Androidアプリで利用可能であること。

スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android系端末等において動作確認を行うこと。

②ウェブブラウザでも本ガイドを体験できること。

- ③日本語のほか、英語、韓国語、中国語（繁体字、簡体字）に対応していること。
- ④掲載コンテンツの内容が、アプリ上で、音声だけでなく、テキストと写真でも表示されるような仕組みであること。
- ⑤通信費を除き、掲載コンテンツの視聴に費用を要しないこと。
- ⑥GPSにより取得できる位置情報を活用して、利用者が対象スポットに移動したらそのスポットを自動的に案内する音声を流す仕組みを備えていること。
- ⑦旅行前や旅行後など、対象スポットから離れた場所でも音声ガイドの視聴が可能であること。
- ⑧オフラインの状態でも音声ガイドを使えるように設定されていること。
- ⑨音声ガイドの利用者数等、マーケティングに活かせるデータを取得できること。

(2) コンテンツ内容

①構成

ただ漠然と観光スポットに行くだけでは得られない背景知識や周辺知識をストーリー仕立てで提供し、当該観光資源の魅力を知らない利用者をうまく引き込み没入感のある構成とすること。

②内容

音声ガイドを聴きながら周辺（数か所）を巡ることができるストーリーを作ることができるスポットを選定すること。

道後公園（湯築城跡）は、中世に河野氏の居城として湯築城が築城され、明治には道後温泉の植物園、日本庭園、動物園、として活用された後、平成14年に史跡としてリニューアルオープンしたという様々な歴史がある。また、園内に道後温泉本館で使用されていた湯釜薬師があることを踏まえ、道後温泉との関係性や歴史に思いを馳せることのできる内容とすること。

また、既存の史跡解説動画への誘導や、桜や紅葉の時期の再訪を促すなど来園者や滞在時間を増やすための内容とすること。

(3) 本業務を周知するツール（看板・チラシ等）の作成・設置

音声ガイドを周知するため、タッチポイントとなる場所にPRツールを作成することが望ましい。認知向上・来園促進に資するための訴求すべき内容について提案すること。設置個所及びその規格は担当者及び関係者と十分に協議し、決定すること。

(4) その他、独自提案により実施する取り組み

本業務の目的を達成する上で効果が見込まれる事項について、独自提案する取り組みは、県と協議の上で具体化の上、実施すること。

6. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後遅滞なく受注者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7. 再委託の可否

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

8. 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受注者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用权は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

ア. 本業務に関し、受注者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ. 本業務に関し、受注者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ. 受注者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9. 貸与資料

音声ガイド制作にあたり貸与する資料は以下のとおり。

- ・ 史跡湯築城跡 保存管理計画書
- ・ 道後公園（史跡湯築城跡）整備基本計画

10. 成果品

業務報告書

- ・ A4版の簡易正本 7部
- ・ 電子データ（CD-R）7枚

11. その他

- (1) 契約期間中は、業務経過や内容全般を常に把握している専任の担当者を定め、発注者との連絡調整を行うこと。
- (2) 映像への出演者、映し出される人物等については、肖像権等の許諾を得ること。その際に必要な手続きや費用は、受注者において実施・負担すること。また、本業務終了後に肖像権等に係る紛争が発生した場合は、受注者の責において解決もしくは責任を負うこと。
- (3) 映像に使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続

きを行い、使用料の負担は受注者において負うこと。また、本業務終了後に肖像権等に係る紛争が発生した場合は、受注者の責において解決もしくは責任を負うこと。

- (4) 映像の撮影やシステム整備等に際しては、公園管理者（中予地方局建設部管理課）、道後公園指定管理者と協議調整の上、必要な手続きを行い実施すること。
- (5) 本業務終了後、音声ガイドやシステム等に、受注者の責による明らかな瑕疵が認められる場合は、受注者の負担により対応すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者の協議により対応を決定するものとする。